

1980年代アメリカの州租税政策と「競争的連邦主義」

遠藤 宏 一

目 次

はじめに

1. 連邦政策の変化と州の租税政策
2. 1987年の州税改革の動向
 - (1) 個人所得税の動向
 - (2) 法人税・一般売上税等の動向
3. 税競争の激化と「競争的連邦主義」
むすびにかえて

はじめに

1980年代に入って、アメリカ連邦政府の政策体系におけるプライオリティは大きな転換をとげた。民間資本の活力が強調され、減税や歳出削減、規制緩和が課題とされ、そしてこれらの「小さな政府」論と結びつけて、連邦補助金の削減と包括的補助金化の政策が追求されたことは、すでに周知のことに属する⁽¹⁾。

しかも、この補助金カットの政策は、連邦政府の管轄下にある権限と財源を大幅に州・地方に移し、ニューディール以来のアメリカ連邦制のあり方の転換を志向する構想と結びつけられていた。いわゆる「新しい州権」の形成を重点としたレーガンの「新連邦主義」政策である。このため、これまで連邦補助金改革とかかわって連邦・州・地方の政府間関係の変化をめぐる問題が、アメリカ地方行政財政研究における一つの大きな焦点であった⁽²⁾。

ところで、連邦政府が州・地方の行財政や政府間関係に大きな変化を及ぼすという問題は、連邦補助金カットにとどまらず、もう一つあげることができる。それは事実上レーガン政権が二期目を迎えた段階で議論され、1986年10月に成立をした所得課税を中心とする連邦税制改革である。

レーガン政府は政権第一期に、減税、内政における連邦支出削減、政府の規制緩和、安定的金融政策をかかげた「経済再建計画」にもとづいて、税政策においても1981年に「経済再建税法」を成立させ、資産所得をもつ高所得者層を対象とする所得税減税（特に最高限界税率の70%から50%への引下げ）や、急速償却制度の導入と投資税額控除の拡大等の特別措置拡大を中心とする法人税の減税を実現していた。しかし、この改正はあまりにも偏った高所得者層と投資に対する優遇策であっただけでなく、その後の連邦財政赤字の急激な拡大の原因をつくったために、税制

の不公平や複雑さといった問題もふくめて厳しい批判をよんでいた。従って、1986年改革は、一面では81年改正の一定の軌道修正という意義をもつものであったが、他方ではそれ以上に抜本的な改革理念にもとづいて構想された。このため、1986年連邦税制改革はアメリカ財政史上においても、また世界的な税制改革の潮流のなかでも極めて画期的なものと評価される内容をふくんだものとなった。

ところで、後にふれるようにこの86年連邦税制改革の内容には、州・地方政府にとっては、直接的な連邦補助金とならんで、連邦からの州・地方に対する「広義の補助金」と考えられていた措置の廃止が提案されていた。このため、たとえばロイ・ボール (Roy Ball) は「連邦所得税改革はアメリカの経済政策において正しい方向にむけての強力な第一歩をふみだした」との評価を与えつつも、しかしそれは二つの副次効果を伴っていると指摘する⁽³⁾。一つはアメリカ連邦主義の性格の変化である。後に詳しくふれるように、連邦税制改革は、州・地方税制に対しても大きなインパクトを与えるものであったが、それらの影響の行きつく先は、結局、州間、地方団体間の税競争 (tax competition) を激化させるのではないかと。州や地方政府は、州税・地方税をますます地域経済政策競争の政策手段の一環として用いるようになり、そのことから州・地方の財政政策や運営に様々な影響が生れてくるのではないかとということである。

もう一つの副次効果は、都市、それもとくに経済の衰退と貧困者の集中している大都市に与えるインパクトであるという。税競争を通しての「小さな政府」への動向は、都市政策の展開に大きな制約を与えるというのである。

さて、アメリカにおける連邦制・政府間関係の変化というとき、連邦補助金改革問題は連邦・州・地方という、いわゆる「垂直的政府間関係」の変化が焦点であった。しかし、1986年連邦税制改革を契機として、さらに州間・地方間という「水平的政府間関係」が改めてクローズアップされることになり、これらをふくめてアメリカにおける連邦主義の新しい変化が問題とされてきているのである。

それはともあれ、1986年連邦改革につづく1987年は、アメリカの州租税政策にとって連邦改革のインパクトをうけて極度に活動的な年となり、近年もっとも重要な改革がなされたという。従って、以下においてはこうした州税制改革の動向を概括しながら、その歴史的背景と意味、さらにはアメリカ連邦主義にもつ含意等について検討してみたい⁽⁴⁾。

1. 連邦政策の変化と州の租税政策

表1は60年代半ばから今日までのGNPに対する連邦、州、地方の税収割合をみたものである。ここに明らかなように、州税収入のウェイトは長期的トレンドとしてみると、連邦・地方税収に比べて、一貫して上昇傾向にあった。GNPに対する州税収のウェイトは、特に70年代に急上昇し、「tax revolt」のおきた1978年度に5.6%のピークに達し、その後ウェイトを低めるが、80年代に入って再びウェイトを高めており、86年度には5.4%とピーク時の78年度の水準にごく近づいてきている。連邦・州・地方政府全体に対する州税収の比重をとってみても、1964

年度の17.5%から、78年度24.2%、80年度23.9%、そして86年度27.0%と上昇してきている。これに対し、連邦と地方税の収入はGNP比では、政府部門内のウェイトでも、とくに80年代に大きくそのウェイトを低下してきている。

表1 国民総生産（GNP）に対する税収の割合

	(%)									
	1964	72	76	78	80	82	83	84	85	85-86
連邦税	14.7	13.8	12.5	13.2	13.3	12.8	11.2	11.0	11.3	11.1
うち										
所得税	7.9	8.5	8.1	8.7	9.3	9.4	8.5	7.9	8.3	8.2
法人税	3.8	2.9	2.6	2.9	2.4	1.6	1.1	1.5	1.5	1.5
消費税・関税	2.4	1.8	1.3	1.2	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1
州税	3.9	5.4	5.5	5.6	5.2	5.1	5.0	5.2	5.4	5.4
うち										
所得税	0.6	1.0	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.6
法人税	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
売上税等	1.0	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8
地方税	3.8	4.5	4.2	4.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4
うち										
財産税	3.3	3.7	3.4	3.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
売上税	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
所得税	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
州税・地方税合計	7.8	9.9	9.7	9.6	8.5	8.4	8.4	8.5	8.7	8.8
連邦税・州税・地方税合計	22.4	23.7	22.1	22.7	21.8	21.2	19.5	19.5	20.0	20.0
(政府部門全体に占める州税の割合)	(17.5)	(22.7)	(24.9)	(24.2)	(23.9)	(24.2)	(25.8)	(26.8)	(26.8)	(27.0)

(出所) ACIR: "Significant Features of Fiscal Federalism" 1988 Edition Volume II (July 1988)
P. P. 60-63 より作成

さて、このような長期トレンドは、70年代以降、アメリカ連邦制のなかでの、州政府の地位と役割の変化を反映している。たとえば、新藤宗幸氏はアメリカの政府間関係についての優れた研究の中で、70年代以降、州政府は連邦や地方政府よりは相対的に良好な財政状況の下で、知事の執行権の拡充や、財政危機に陥った都市政府への介入、地方権限の大幅な吸いあげ、地方政府に対する予算管理の権限の強化がすすんでいたことを指摘している⁽⁴⁾。特に、州政府による地方政府行政の肩代りや、都市・地方政府の予算統制強化の典型的事例は、1975年のニューヨーク市財政の破産に対して、ニューヨーク州がその財政再建過程で果たした役割にみることができる。80年代に入ってからレーガンの新自由主義・新連邦主義の政策は、この州政府の役割に拍車をかけた。

1978年のカリフォルニアの「プロポジション13」の成立以来、同様の動きはマサチューセッツ、アイダホをはじめ各地におこり、80年代に入るまで多くの州が課税制限や支出制限を課すようになっていた。しかし、1980年代のレーガン政権期に入ると、州の租税政策の動向には、連邦政策の変化と連動して二度にわたって大きな動きをみせることになる。最初のそれは1982年末から83年の間にかけておこった各州の増税政策のうねりである。

すなわち、1982年末までにまず6州が個人所得税と売上税等の引上げを行うが、83年に入るとさらに多くの州が同様の政策をとり、その他の税もふくめて38州が何らかの増税を行ったという。全国州議会協議会（以下、NCSLと略記する）のスティブン・ゴールド（Steven D. Gold）は、この時の州政策の増税策の特徴を次のようにまとめている⁽⁶⁾。

一つはこの間に個人所得税を上げた州は16、売上税のそれは19の州にのぼった。二つには、地域的に増税の集中したのは、81年後半からの景気後退の影響がもっとも厳しかった五大湖周辺を含む中西部の諸州で、12州中の11州が増税を行っている。この結果、州全体の増収は83億ドルにのぼり、先の表1にみたように、GNPに占める州税の比重は、「tax revolt」のおきた1978年のピークの水準近くにもどったのである。いずれにせよこうした増税策が、1982年末からの景気回復との相乗効果によって、1984年には州政府の税収は前年比14.4%増となり、この財源で州は1983-85年の間、一般財源からの支出をふやした。

では一体何故この時期に州政府の増税政策のうねりがおこったか。一つの理由は、81年秋以降の景気後退の下での財政窮迫ということもあるが、より重大な要因として考えられることはレーガン政権下において新連邦主義の提唱の下ですすめられた連邦補助金の削減と従来の特定補助金の包括補助金化、またこれとむすびつけた行財政責任の州への移管と州政府の行政上の裁量権の拡大といった政策の直接的な影響の結果であった。

内政における責任の連邦からの移管、州政府の役割の増大という「新しい州権」の確立を内容とするレーガンの新連邦主義が、もし本当に機能するためには、当然のことながら連邦-州間の税源再配分や連邦-州-地方間の財政調整の問題の検討が不可欠であろう。しかし、州への責任移管の狙いが、全体として「小さな政府」実現の手段にすぎなかったレーガン政策の下ではそもそもこの問題意識は基本的に欠如していたとみてよい。ところで、レーガン政権の連邦補助金改革に、州（地方）政府はどのように対応したか。1981年の「予算一括調整法」以来、この問題について14州と40の地方政府を対象にもっとも包括的な調査研究を行ったナザン（Richard P. Nathan）やドリッテル（Fred C. Doolittle）らの結論では、全体として州政府は連邦補助金のカットされた行政領域において、国内的ニーズに積極的に対処する努力を行い、カットに対する自己財源等からの充当による「財政的肩代り」や、制度上、行政運営上の様々な工夫と対抗措置をとって（「制度的肩代り」）、連邦カットの影響を緩和したり、遅らせたり、あるいは遮断を行ったという⁽⁷⁾。彼らによれば、このため社会的プログラムへの支出抑制というレーガンの究極の目標にとって、州への責任の移管は逆効果となった。州政府はレーガンの移管提案との見合いで、連邦政府レベルの事業費カットに対し自らの援助を増大することによって、レーガンの支出抑制の狙いを掘りくずした。いわば「移管の逆説（pradox of devolution）、が生じたという⁽⁸⁾。だとすれば、1982-83年の州租税政策の動向は、「新しい州権」の形成の下での、行政における裁量権を強化した州が、その一方で行政コスト増に苦悩していた財政上の表現だったといえるであろう。

ただ、先のS・ゴールドによれば、1982-83年の増税政策は、各州ともなおまだ緊急手段とし

とられた措置としての色彩が強いものであった。このため景気回復がすすんだ1984-85年にかけて、今度は逆に各州は減税策を展開する。ただ、減税の中心は所得税におかれており、各州とも売上税依存の傾向がつつよめられていったという。S・ゴールドは、この動向は、なお潜在的に、70年代末の「tax revolt」の遺産の影響がみられると指摘している。

さて、こうした州の租税政策の動向にさらに大きなインパクトを与え、しかも多くの州に抜本的・体系的な税改革への取組みを加速化させたのが、くりかえすまでもなく1986年連邦税制改革であった。1986年連邦税制改革の主要な内容は、所得課税改革であり、これをごく単純に図式化すれば以下ようになる。

一つは、税制を複雑化しかつ不公平を拡大してきた数多くの租税特別措置を整理・廃止し、個人所得税、法人税とも課税ベースを拡大・包括化する一方、それとひきかえに、税率段階を数段階に整理・単純化して最高限界税率を大幅に引下げるというものであった。この結果、それまで11-50%の14段階の個人所得税率は15%と28%の2ランクとされ、また法人税率（基本税率）も46%から34%に引下げられた。二つには、個人所得税における人的控除を2倍近く引上げる等の措置により（1,080ドル→2,000ドル）、低所得層の実質的な税負担減をはかり、垂直的公平も確保しようとしたことである。そして三つには、連邦レベルでは「歳入中立性」を原則として、改革の結果として総体としての税収は増収にも減収にもならないが、但し、税目別には個人所得税の減税を法人税の増税で相殺するという措置がとられたことである。

さて、この改革は所得課税における思いきった包括的課税化への第一歩をすすめたという点で、内外において高い評価が与えられているが、いくつかの問題点や限界もまた指摘されている。その根強い批判点の一つは、「歳入中立性」の枠組みに対してである。連邦補助金カットにもかかわらず進捗しない歳出削減策、その一方で軍事費の拡大、経済再建税制による大減税等々の結果、連邦財政赤字は驚異的な膨脹をとげ、1986年度にはついに2,212億ドルと史上最高の赤字幅を記録した。しかし、86年税制改革はこの問題にさしあたり解答を与えなかった。

共通して高い評価が与えられている課税最低限引上げによる低所得層減税に対しても、たとえば、R. A. マスグレイブ（Richard A. Musgrave）は結局この措置はドラスチックな変化ではなく、1979年の状態に戻した措置にすぎないと指摘している⁽⁹⁾。また、「垂直的公平」についても、86年改革では所得階層間の税負担は現状とは大きく変えないとする「税負担中立性」の方針がとられたことに対し、これは「金持ち減税」といわれた1981年経済再建税法で形成された階層間負担を追認するものとの批判も強いのである。

それはともあれ、この1986年連邦税制は課税ベースの拡大・包括化にかかわって、3つのルートを通して州・地方財政に重要なインパクトを与える⁽¹⁰⁾。一つは州・地方所得課税の課税方式が、何らかの形で連邦税の課税ベースに準拠・連結して行われているために、連邦改革の影響が「自動的」に波及してくるという問題である。二つには、連邦所得税の計算上、認められていた一般売上税の控除制の廃止の影響である。三つには、同じく課税ベースの包括化にかかわって、州・地方政府の発行している地方債利子の免税を制限する措置である。以下において、これらの

ルートからもたらされるインパクトの下で、州政府がどのように対応したかをみてみよう。

2. 1987年の州税改革の動向

1986年連邦税制改革に続く1987年は、州・地方レベルでの税制改革が一斉に行われることとなった。もっとも焦点となったのは、州・地方の所得課税制における税計算方式が、連邦法の規定に準拠・連結していることからもたらされる連邦税改革の効果の「自動的」波及にいかに対応するかであった。ただ、こうした州政府の動向は、単に連邦税改革に伴う短期的効果というにとどまらず、10年来にわたってより早くから、多くの州の税制調査会によって推進力が与えられていたものであり、連邦改革はそうした推進力にはずみをつけるものであったという⁽¹¹⁾。従ってまた、後にみるように、州税改革もとくに個人所得税については多くの州で連邦改革でかけられた改革テーマに追隨して抜本的なものとなったといわれる。付表は、1987年の州税改革の内容とその結果としての課税概況を整理したものである。これにもとづいて、以下、1987年州税改革の特徴を整理しておこう。

(1) 個人所得税の動向

州政府のさしあたりの課題は、州の所得課税が連邦法規定とリンクする結果もたらされる、潜在的な「棚ぼた(windfall)」増収の取扱いをめぐる問題であった。すなわち、所得税納税者は通常、(1)自らの賃金、給与、利子、配当、地代、その他の所得を合算して「総所得(gross income)」の計算、(2)それから勤労所得に対する一定の経費、その他の調整分を控除して「調整総所得(adjusted gross income)」の算出、(3)概算控除ないしは項目控除のどちらかの控除、そして(4)人的免税の控除による「課税所得」の算出、(5)租税額を計算するための税率の適用、(6)認められる税額控除を控除して納税義務額の算出、という6段階の計算過程をたどる。

連邦税改革は、このすべての段階の内容を変化させるものであるが、州所得税の課税方式がこの段階のどこまで、連邦規定とリンクしているかによって、連邦改革が州所得税に及ぼすインパクトは大きく異ってくる。具体的には、86年連邦改革は人的免税の控除前の「課税所得(taxable income)」を計算する(3)段階(但し、連邦とは独自の概算控除を設定している)までの手続に準拠している州に最大の州所得税の「棚ぼた」増収をもたらす一方、(6)段階にリンクして、連邦所得税額×州税率によって州所得税を課している州は、逆に減収にみまわれることになる。すでに別稿で明らかにしたように、アメリカの多くの州は連邦法の「調整総所得」の概念に準拠してきた州が圧倒的に多いから、多くの州に潜在的な「棚ぼた」増収の可能性が見積られることになり、この取扱いが各州の税改革をめぐる政策的・政治的争点となったのである。ちなみに、この潜在的な「棚ぼた」増収の見積りは、ACIRの1988年1月のレポートによると⁽¹²⁾、連邦税改革で連邦所得税は359億ドルの減税となる一方、州サイドでは、これまで連邦法とリンクさせていた州がすべて「自動的」に改正法にリンクさせると仮定した場合、約52億ドルの増収が生ずることになるといふ。つまり、86年改革の「歳入中立性」は連邦レベルのことであり、連邦と州(地方)所

得税を含めた全体的としての納税者レベルでは「収入中立性」とはならないのである。しかも、この増収効果は、後述の州財政における所得税依存度や税の仕組みの違いによって州間で極めて較差が大きい。たとえば、絶対額で「増収」効果の大きいのは、ニューヨーク州が10億ドル、カリフォルニア州9.5億ドル等であり、増収割合の大きいのはニューメキシコ(29%)、ルイジアナ(28%)などであるが、他方では11州が減収が見込まれているのである(減収率は、ロードアイランドやノースダコタでは10%をこえる)。

さて、S・ゴールドは、こうした潜在的な「棚ぼた」増収の取扱いを契機とする連邦改革に対する州政府の対応の違いについては、背景にある4つの要因を考慮しておく必要があると述べている⁽¹³⁾。第一は、州財政における所得税依存度の違いである。所得税は全体として州税収総体の3割を占めるにすぎないから、所得税のみの「増収」効果に注目することは誤った判断となる。もし、州税収全体に占める所得税の「棚ぼた」増収の比率をみると5%以上にのぼるのは、コロラド、アイオワ、カンサス、ミネソタ、ミズウリー、モンタナ、オレゴン、ウタ(これらはすべて、州所得税から連邦税負担の控除を認めている州)の5州を数えるにすぎないという(表2)。

第二は、所得課税の構造の違いによる要因である。各州とも人的控除や概算控除の水準が違い、また最高限界税率などの税率構造にも差異がある。たとえば、2ケタの名目最高税率を有していた州は、以前からその税率を引下げようになっていたが(たとえば、デラウェアが1978年の19.8%から8.8%へ、ニューヨークが勤労所得について1976年の15%から9%へ、その他ウィスコンシンやミネソタなど)、1986年段階で10%以上の実質の最高限界税率(州税からの連邦税控除の有無による調整を加えた税率)をもつ州はまだ7州あり(メイン、ロードアイランド、ヴァーモント、ウェスト・ヴァージニア、カリフォルニア、ハワイ、オレゴン)、他方で5%以下の州は12を数える。

さらにはこれらの結果としての州所得税の累進度の違いも大きい。多くの州は、最高税率が適用される所得レベルが低く、相対的に累進度が低い。たとえば、1986年現在、20の州が最高限界税率の適用がなされる所得レベルは15,000ドル以下であった。

第三は州の財政状況の違いである。多くの州が財政基金を積立てるほどの黒字を計上出来る状況にはおかれていないが、1986年には14州のみが5%以上の財政余剰が見込まれている一方で、残りの州の半分は以前から続けてきた予算カットを続行している状況にあったという。地域的にはニューイングランドと中部大西洋岸地域が財政基盤を強化している一方、不況をつづける農業、エネルギー産業に依存している州の財政状況は悪化している、という相違があった。

そして、S・ゴールドのあげる第四の要因は州間税競争(interstate tax competition)である。近年、州の経済発展政策のあり方が注目をあびるようになってきたなかで、税政策のあり方が、企業投資を呼び込む重要な要因とみられるようになっており、各州の租税政策はそうした面からも規定されるようになってきているというのである。このため、各州とも高い限界税率や実効税率を避けることが「よき税環境(good tax climate)」にあるとしばしば考えるようになってきているという。

表 2 連邦税法に準拠することによる総州税収入における変化の割合の見積り

州	所得税収入に対する変化の割合	総税収入に対する所得税の割合	総税収入に対する変化の割合
<u>Classified " Large " by ACIR</u>			
Louisiana	28%	12.9%	3.6%
Colorado	22	41.6	9.2
Montana	19	27.8	5.3
Oregon	19	61.8	11.7
Utah	19	35.9	6.8
Iowa	18	35.6	6.4
Kansas	18	30.5	5.5
Missouri	18	30.9	5.6
Oklahoma	18	23.2	4.2
Hawaii	15	31.4	4.7
Minnesota	15	39.3	5.9
Kentucky	14	25.5	3.6
Maine	12	30.6	3.7
Connecticut	11	8.2	0.9
West Virginia	11	23.6	2.6
Delaware	10	44.8	4.5
Georgia	10	39.5	3.9
California	9	36.8	3.3
New York	9	50.8	4.6
Virginia	9	45.5	4.1
Maryland	8	41.3	3.3
Ohio	7	31.5	2.2
<u>Classified " Moderate to Small " by ACIR</u>			
Michigan	6	35.6	2.1
Indiana	4	29.5	1.2
Wisconsin	4	41.6	1.7
Mississippi	4	13.7	0.5
Illinois	3	27.4	0.8
Alabama	1	24.6	0.2
Massachusetts	1	48.0	0.5

(出所) Steven D. Gold "The State Government Response to Federal Income Tax Reform" National Tax Journal Vol 40. No 3, 1987.

(注) この表で示されている州所得税の「棚ぼた」増収の割合は、本文(注12)で引用したACIRの1988年1月のレポートによるものではなく、ACIRの1986年12月のレポート(ACIR: Preliminary Estimate of the Effect of the 1986 Federal Tax Reform Act on State Personal Income Tax Liabilities)による数値で両者には若干の違いがある。

一例をあげておこう。ニューヨーク市やニューヨーク州は、1986年連邦税改革を、永年の懸案であった租税構造の抜本的改革の機会の到来と位置づけ、連邦改革の波及による「棚ぼた」増収分の減税以上に、さらにふみこんで実質減税をふくむ税改革を実現したが、その重要な論拠の一つにされたのが、他地域に対するニューヨークの競争的地位の確保という課題であった。たとえば、連邦税改正という事態を背景にしてニューヨーク州政府の会計検査官E・リーガンは、

「ニューヨークにおける経費支出と課税」と題するレポートを公表し、この中でリーガンはアメリカ全体の水準と、ニューヨークと類似した7州を選んで州・地方をふくめた課税（経費）水準を各々、ニューヨークと比較し、ニューヨークが他を47%も上廻っていると分析した上で、ニューヨークの住民が他州との競争的地位を改善し、経済拡張を促進し、生活と営業の両面でより魅力ある地域を創りあげたいなら課税の過度の伸びを抑制する必要があることを勧告するのである⁽¹⁴⁾。

ともあれ、こうした要因が複雑にからまりあいながら、各州様々の税改革がとりくまれた（付表参照）。NCSLのまとめによれば⁽¹⁵⁾、アイダホ、インディアナ、モンタナ、ネブラスカ、ノース・ダコタ、サウス・カロライナの6州は、「棚ぼた」増収分以上の所得税増税を行った。「棚ぼた」増収が見込まれる州のうち、14州はその全てを保持し、一部分を保持（一部分を減税）した州は5州、他の13州は何らの「棚ぼた」増収も得ることを回避して、納税者へ返還を行った。こうした「棚ぼた」増収の保持等によって増収をはかった州は、改めて言うまでもなく、弱い地域経済力や財政窮迫にみまわれている州に多かった。その一方、ニューヨーク、ウイコンシンは「棚ぼた」増収分の返還以上の実質減税を行った。また、連邦税額に税率を適用するという課税方式をとっているロード・アイランドとヴァーモントの2州は、連邦改革の波及効果である減収を相殺するまでその税率を引上げなかったことで実質減税となった。

また所得税規定の変化についていえば、実質増税を行ったアイダホ、インディアナ、モンタナ、ネブラスカ等で税率の引上げが行われたのに対し、13州が実質的な税率引下げを行った（カリフォルニア、コロラド、デラウェア、ハワイ、ミネソタ、ニューヨーク、オハイオ、オレゴン、ヴァージニア、ウェスト・ヴァージニア、ウイコンシン）。中・低所得者層への減税となる概算控除や人的免税ないし税額控除の両方を引上げた州は15州を数えた（カリフォルニア、コロラド、デラウェア、ジョージア、アイダホ、メリーランド、ミネソタ、ネブラスカ、ニューヨーク、ノースダコタ、ロード・アイランド、サウスカロライナ、ウタ、ヴァーモント、ヴァージニア）。また、アラスカ、ウェスト・ヴァージニアは人的免税ないし税額控除のみを引上げ、ハワイ、ミズーリー、オレゴン、ウイコンシンの4州は概算控除の引上げを行った。

このほか、ネブラスカのように連邦税額に州所得税率を適用するという従来の課税方式を廃止して、連邦調整総所得にリンクさせて4ブラケットの税率構造をもつ税制に抜本的に変えた州もあらわれた。この狙いは、連邦租税政策の不安定さから遮断された税制にするとということであった。

このような結果、全体としていえば、予測された潜在的な「棚ぼた」増収は、その20%（11億ドル）が州に保持されたが、80%は納税者に返還されたと見込まれる。他方、他の減税分は17億ドルにのぼると見られ、差引6億ドルの実質所得税減税になったとされている（全体としての所得税収は約700億ドルが見込まれる）。

さて、以上から明らかなことは、1987年の州所得税改革の動向は、傾向的にいえば財政収入増をはかることよりも、税制構造内部の改革に重点がおかれるという性格がつよいものだったとい

えよう。すなわち、一つは多くの州で新連邦税法の規定に追随しただけでなく、その準拠の度合を強めつつあること、二つには大抵の州が連邦政府の改革テーマに追随して課税ベースを広げるだけでなく、課税最低限を上げるといった方法によってその累進度を高めるようにしたこと（但し、課税最低限の上げは、なお全体として連邦税の水準に達してはいないので、各州とも貧者の税負担を減らしたが、しかしなお連邦税を払わなくなった貧者でも州所得税を負担するものは残っている）等が指摘されるのである。

S・ゴールドは、このような州の動向は、近年の州の政策決定者達が、高所得層の州内への吸引をはかり、州税制の累進性を弱めてきた傾向からみると一つの驚きであると指摘し、しかし全体としておこっていることは、一つの収斂（convergence）現象であったという。従来、高い累進度を維持していた州は最高税率を引下げてそれを緩和し、より低い累進度か、累進的でない税の州は税率を変えなくともそれ相当の累進的な税になったというのである⁽¹⁶⁾。

(2) 法人税・一般売上税等の動向

1987年の州の租税政策の焦点は所得税であったが、他の税についても重要な変化がなかったわけではない。所得税の連邦税とのリンクによる改革効果の「自動的」波及の問題は州法人税にも存在する、ボストン連邦銀行のR・ターネンワールド（Robert Tannenwald）によれば、州法人税は一般に州所得税よりも、より密接に連邦規定に準拠しており、1986年連邦改革まで法人所得に課税する45州のうち33州が、連邦の「課税所得」概念をうけ入れていた。そして4つの州とコロンビア特別区が、出発点として連邦の「総所得」概念を用い、所得計算の出発点を連邦規定におかない8州もその大部分はいくつかの項目は選択的に連邦規定に準拠していたという⁽¹⁷⁾。従って、連邦改革の「自動的」波及による「棚ぼた」増収は州法人税にも発生するはずであった。

しかし、1987年の州租税政策の動向の中でこの問題への関心は十分はらわれなかった。その理由は一つは、法人税収見積りにより大きな複雑さが伴うからであり、もう一つは法人税そのものが州税全体にもつウェイトが高くないからである。とくに前者の問題についていえば、連邦税改革が個々の州に与えるインパクトの違いは、連邦法への準拠の度合という要因もさることながら各々の州の産業構造の違いによって大きく規定される。1986年連邦法人税改革は、減価償却方法や在庫評価の規定を変えることで、資本集約型産業に重い負担を課すようになった一方、ハイテク産業やサービス産業を優遇するように変化した。潜在的な法人税の「棚ぼた」増収の見積りはこうした要素を入れなければならない。

表3はニューイングランド諸州についてのR・ターネンワールドの「棚ぼた」増収の見積りである（本人の見積りのほか、商工会議所その他による見積りも併記されている）。詳しくふれる紙数はないが、特に注意をひくことは人によって見積りに大きな差異があることである。この他、D・ケンヨンによれば、1987年について合衆国全体の潜在的な州法人税の「棚ぼた」増収は約32億ドルとの見積りがなされているほか（先のACIRの個人所得税についての52億ドルの見積りと比べて、その大きさに注目されたい）、個別にはニュージャージー州が、「棚ぼた」増収は法人

表 3 ニューイングランド諸州の法人税収に対する1986年税改革法の効果の見積り

State	Percentage Increase in Revenues					
	1987	1988	1989	1990	1991	1987-91
CONNECTICUT						
Corporation Income Tax :						
Author	6.9	12.6	11.9	11.3	11.7	11.1
Chamber of Commerce ^(a)	18.4	26.0	24.5	19.0	14.7	20.4
Sullivan and Wassall ^(b)	8.0	13.6	17.1	16.2	16.6	15.1
MAINE (assuming update of reference to federal code)						
Corporation Income Tax :						
Author	8.4	15.6	14.7	14.8	16.5	14.4
Chamber of Commerce	18.9	29.2	23.8	25.2	25.1	24.6
Maine Bureau of Taxation ^(c)	6.4	15.9	17.7	-	-	-
MASSACHUSETTS						
Corporate Excise Tax :						
Total						
Author	3.9	6.9	7.0	7.1	8.0	6.8
Chamber of Commerce income Component	9.4	23.1	24.0	25.0	25.1	21.4
Author	4.6	8.1	8.2	8.4	9.4	8.0
NEW HAMPSHIRE						
Corporation Income Tax :						
Author	6.2	10.8	9.8	9.5	10.4	9.5
Chamber of Commerce	8.5	20.8	21.6	22.6	22.7	20.6
RHODE ISLAND						
Corporation Income Tax :						
Author	6.8	12.2	12.8	11.1	11.6	9.8
Chamber of Commerce	9.3	22.7	23.7	24.7	25.0	21.5
VERMONT						
Corporation Income Tax :						
Author	8.6	14.9	13.4	13.2	14.6	13.2
Chamber of Commerce	6.5	17.0	18.9	21.1	22.6	17.2

Note: Estimates assume no attempt on the part of states to offset the effects of the Tax Reform Act of 1986 on state corporate income tax revenues.

Source: Author's calculations and

- (a) Committee on State Taxation (COST). Council of State Chambers of Commerce. "State income Tax impact of Federal Tax Reform." Washington D. C. January 1987 (processed).
- (b) John. J. Sullivan and Gregory H. Wassall. "The impact of the 1986 Tax Reform Act on Connecticut Corporation Tax Revenues (Revised). February 1987 (processed)
- (c) State of Maine. Bureau of Taxation. Federal Tax Reform Act of 1986 its impact on Maine income Tax Revenues. Augusta Maine. February 1987. p7.
- (出所) Robert Tannenwald "State Respose in New England to Federal Tax Reform; New England Economic Review, Sept/Oct 1987.

事業税の10%（ニュージャージー州の全税収の1%）になるという見積りを行っているという⁽¹⁸⁾。

かくして、このような事情の下で、相当数の州は個人所得税よりも、法人税からの「棚ぼた」増収を保持した。カリフォルニア、コロラド、ハワイ、ニューヨーク、オハイオ、オレゴン、メイン、サウス・カロライナの8州のみが少くとも「棚ぼた」分の回避への行動をとったのみであった。他方、アイダホ、インディアナ、ノース・カロライナは税率を上げ、ミネソタは課税ベースを拡大することによって、各々、実質増税を行っており、これもふくめて37州が「棚ぼた」分を保持している⁽¹⁹⁾。

他方、州の一般売上税や個別消費税（とくに酒、タバコ、自動車燃料）についても、多くの州で変化がみられるが、一般的な傾向として増税が基調となっていた。なかでも一般売上税についていえば、税率上げや課税ベースの拡大等がなされたのは、南部や中西部、西部諸州に集中しており、全体として所得税などの「棚ぼた」増収を保持した財政力の弱い諸州や、テキサスやフロリダのように、所得税や法人税を課税していない諸州に目立っている。また1987年の一般売上税改革の動向でもっとも注目を浴びたのは、フロリダ州での、広範囲なサービスへの一般売上税課税の拡大であった（このサービス部門への包括的課税はすでにハワイ、ニューメキシコ、サウス・ダコタが行っている）。同じような試みは、1987年に他の7つの州で検討されたが結局否決されている。しかし、この問題は今後の州税制のあり方にとって重大な論点を残すことになったという。

さて、以上のように1986年連邦税制改革に連動して1987年に州によってとりくまれた租税政策は、連邦税制への連結からもたらされる「棚ぼた」増収の取扱いを焦点とした短期的課題に対応したものであった。そして、その過程でいくつかの州は単に所得税の範囲にとどまらず、州税制全体の中でこの効果を自らの財政力拡充に役立てることが出来た。また、他の多くの州は、低所得者を課税対象からはずすといったような、永年にわたって州内の火種となっていた問題の解決に役立てることになった。だがしかし、連邦税改革の州・地方への長期的インパクトの問題もふくめて今後理論的にも、実証的にも確かめられるべきいくつかの検討課題も残されている。

3. 税競争の激化と「競争的連邦主義」

さて、1986年連邦税改革の州・地方への長期的効果とは何か。この問題については、すでに別稿で詳しくその論点を紹介したが、要約すれば以下の二つの問題である。

一つは課税ベースの拡大・包括化の措置の下で、連邦所得税の計算上認められていた主要な州税・地方税の項目控除制の廃止である。この控除制の効果は、州・地方税1ドルにつき、「1-連邦限界税率」まで納税者の州・地方税の「純負担」を引下げるから、その分、州・地方当局者は税引上げ（従ってまた経費支出増）を容易にする要因を与える。従って、これの廃止は納税者をして、従来以上に州税・地方税の負担を重く感じさせることとなる。

しかも、この効果は連邦税の限界税率の引下げによって、納税者の税負担全体の中での州・地

方税負担のウェイトを相対的に高めるという効果と相乗されて、州税・地方税に対する減税インパクトを高める効果をもつという。たとえば、D・ケンヨンのモデルによる推計では、総体としての州・地方税支出水準の削減効果は、州毎では0-4%の範囲でバラつきがあるが、合衆国全体の平均では3%ほどであるとしている⁽²⁰⁾。

二つには同じく課税ベースの包括化にかかわって、州・地方政府の発行している地方債利子の免税を制限する措置である。すなわち、従来、州債・地方債について州・地方政府の支払う利子は、基本的にその債券取得者の連邦所得税の課税対象から除外されていたが、これを公共目的債と私的目的債とに区分し、後者の非課税措置を廃止し、また免税債の発行総量に制限を課すという改正である。この結果、州・地方債の起債は従来以上に制約されるものと考えられた。J. E. ペーターセン (John E. Petersen) は、この改正に即して、仮に1984年の新規発行債券にあてはめると、およそ全体の半分がこの税制変化の制限の対象となり、従って、このインパクトで年間300~400億ドルもの州債・地方債発行量の減少が見積られるとしている⁽²¹⁾。

さて、これら州・地方税の項目控除や、州・地方債の利子免税という制度は、直接的には連邦税納税者に対する優遇措置であるが、しかし、こうした制度の存在が、州・地方政府をして、増税政策や起債政策を容易にする効果をもつと考えられており、従って州・地方政府当局者にとっては、これらの措置が連邦から州・地方政府への直接的な連邦補助金とならぶ「広義の補助金」とうけとめられていた。ちなみに、1984年度についてみれば、州・地方への連邦補助金が976億ドルなのに対し、「租税歳出」としての補助金は488億ドル(州・地方税控除で297億ドル、利子免税で191億ドル)にのぼると見積られている(表4)。従って86年連邦税制改革の州・地方への長期的効果は、この広義の連邦補助金の打ち切りと考えられたのである。

ところで改めて言うまでもなく、州・地方の課税水準や税収構成、課税のしくみは極めて多様であり、従って、これらの長期的効果の影響は州間・地方間に著しく不均等なものとならざるをえない。当然のこととして、州・地方当局者の最大の関心事は、連邦税負担変化の地域的較差が、州・地方税の純負担の絶対的差異をより鋭くすることによって、住民の「足による投票」の誘因となるのではないか。結果的に累進度の高い州・地方税をもち、再配分支出の多い地域の政府を、従ってまた特に大都市の政府を、罰つるのではないかということである。このため、直接的な補助金カットが続く下でのこれらの措置の廃止提案には、州・地方サイドの反発が強く、結局州・地方控除制については最終的には所得税・財産税の控除制は残されて、売上税の控除制廃止にとどめられた。だがいずれにせよ、86年連邦改革のインパクトとして、州間・地方間の「税競争」の激化が避けられないことを多くの論者が一致して指摘しているのである。明らかにここは、アメリカの税財政問題の実務家や研究者の間に、理論的・実践的課題として、1978年の「tax revolt」の衝撃が、今なお色濃く投影していることを知ることができる。

かくして、1986年連邦税制改革は、改めて地域間の税・政策の競争という事実への人々の関心を著しく高め、アメリカ連邦主義の変化についての論議を改めてまきおこした。1988年3月、首都ワシントンでThe Urban InstituteとAdvisory Commission on Intergovernmental Rela-

表 4 州・地方政府への連邦補助
(連邦補助金と租税歳出, 1974-1984FY)

Form of Aid	(dollar amounts in billions)				Change, FY1974-84	
	FY1974	FY1977	FY1980	FY1984	Amount	Percent
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
Total	\$ 66.0	\$ 86.6	\$ 124.2	\$ 146.4	\$ 80.4	122%
Grants-in-Aid	50.9	68.4	91.5	97.6	46.7	92
General-Purpose Assistance	7.6	9.5	8.6	6.8	(.8)	(11)
Revenue Sharing	6.1	6.8	6.8	4.6	(1.5)	(25)
Block Grants	5.2	8.4	10.3	13.0	7.8	150
Categorical Grants	38.1	50.5	72.6	77.8	39.7	104
Tax Expenditures	15.1	18.2	32.7	48.8	33.7	223
Deductibility of State and Local Nonbusiness Taxes	11.1	11.9	22.0	29.7	18.6	168
Property Taxes on Owner Occupied Homes	4.1	4.2	7.3	8.8	4.7	115
Other Nonbusiness State and Local Taxes	7.0	7.7	14.7	20.9	13.9	199
Tax Exemption of State and Local Securities	4.0	6.3	10.7	19.1	15.1	378

Source: OMB, Special Analyses, Budget of the United States Government, 1976, 1979, 1982, 1986.

(出所) "Federal-State-Local Fiscal Relations; Report to the President and the Congress" office of State and Local Finance, Department of the Treasury, September 1985. P. 134.

tions (政府間関係に関する諮問委員会, ACIR) が共催する一つの研究会議が開催された。「地域行政区間の課税と政策の競争: 連邦制度にとって是か非か (Interjurisdictional Tax and Policy Competition: Good or Bad for The Federal System?)」というテーマでもたれたこの会議の冒頭で、トロント大のアルバート・ブレトン教授 (Albert Breton) 教授は「競争的連邦主義 (Competitive Federalism)」と題する報告を行った。A・ブレトンはその政府間関係については、連邦-州-地方関係 = 「垂直的政府間関係」と州-州間関係 = 「水平的政府間関係」とを区別し、そして後者を理解するフレームワークとして「競争的連邦主義」の理論を発展させる必要があるとの仮設的な問題提起を行った。そして彼は、このような「水平的」な政府間競争を基礎において、その安定化 (= 「競争的均衡」) のフレームワークの設定者としての中央政府の役割 (「垂直的政府間関係」) を考えるという連邦制のあり方を展望したのである。

ところで、この研究会議の事務局長をつとめた D・ケンヨン (当時、The Urban Institute 所属) は、会議に先立つ事務局レポートの中で、このようなテーマがとりあげられた背景や理論・政策上の検討課題について、従来の研究史を総括しながら包括的な問題提起を行っている⁽²²⁾。

D・ケンヨンには、地域間競争はアメリカ連邦制に固有のものであり、それは「各政府が何らかの有益な稀少資源を獲得しようと試みるなかでの競争と、各政府が特定のコストを回避する方法を追求する上での競争からなっている」と規定した上で、このような問題が、クローズアップされたのは、1986年連邦税制改革を契機としているが、しかしすでに1981年のACIR“Interstate Tax Competition”というレポート以来問題とされてきたとして、その背景をのべている。すなわち、それは一つは国際化の下での経済競争の激化とその中で州政府自らがこの国際的競争に参加したこと、二つにはいわゆるサンベルト、スノーベルトといわれたアメリカ国内の地域構造変化、地域経済の不均等発展への関心、そして三つにはレーガン政策の下での「小さな政府」の追求や規制緩和の下で、「競争」が政府サービスの効率化にもつ意味が注目されるようになったこと、あるいは逆に連邦補助金カットや社会サービスカットの下での地域間競争と不公平の問題がクローズアップされたこと、などによるという。

このような指摘を行った上で、さらにケンヨンはこのテーマにかかわってとりあげるべき様々な問題領域を整理している。ここでそのすべてを紹介することは出来ないが、例えば政府間の競争度を規定する要素として、一つは政府の数（新たな団体の法人化の可能性や政府管轄区の規模等の要素もふくめて）、二つにはもちうる政策変数の範囲（これとのかかわりで、人や企業の移動可能性＝mobility）といったことをあげている。また、政府間競争のフレームワークの中での連邦政府の役割（①憲法と裁判所、②連邦法、③連邦補助金、④租税歳出）等もとりあげたあと、地域間競争の行われる様々な領域を以下のように整理している。

- ① 税競争（課税の総水準、特別免税措置、課税基準の違い、他州への「租税輸出」等）
- ② 経費支出競争（支出とサービス水準、経費支出の内容・組合せの違い、スピルオーバー等）
- ③ 規制競争（企業の州際競争への規制、州際通商、環境、ゾーニングその他）
- ④ 経済発展政策競争（金融的刺激、租税特別措置、研究開発等への特別プログラム、法および規制の状況、企業誘致条例等）

ケンヨンは、このような四つの領域の様々なレベルで、地域間競争の状況を具体的に検討した上で、今日、州間・地方間競争の焦点となっているのは、一つは自己の区域内の住民に対して職場を提供する産業施設や外国企業投資の誘致、高所得住民の吸引、そして観光客のおとすドルをめぐる競争であり、そしてもう一つはどの州が、連邦のつくり出した「やっかいなゴミの山」の受取り者になるかをめぐる競争であるとのべている。

そして、ケンヨンは州・地方の、政策・税競争に対しては、公平よりも効率に高い価値が与えられるようになった保守化の時代を背景にして、以前よりも否定的な見解が少なくなったが、しかし、これを単純に保守的な政治思想に帰することにも慎重であらねばと指摘して、改めて公平と効率という基準に照した客観的な評価の必要性を強調する。

こうしてケンヨンは、最後に、これからの調査研究課題の核心は、一つは1986年連邦税制改革は、政府間競争に対する連邦のフレームワークをどのように変えるだろうか、二つには連邦の州・地方に対する補助金改革が、相対的に財政力の弱い政府の援助という点で、競争のフレーム

ワークを危くしていないか、三つは、州・地方税の控除制（廃止）や州・地方債利子免税は、政府間競争における適切なフレームワークであるのか、等々であるという課題提起を行っているのである。

むすびにかえて

さて、連邦税改革に反応した州（地方）税改革は、いずれにせよまだ緒についたばかりであり、その実態と効果等についての実証研究は、個別の州（地方）の分析もふくめて今後の課題であり、その意味で本報告はいまだその中間報告にとどまる。公正と効率が調和し歴史的に画期をなすとされる1986年連邦税制改革も、租税本来の機能である収入調達目的（連邦財政赤字の克服）の視点も含めて考えるなら、なお完結したものとはいえない。その脈絡からいえば、今後の展望として州所得税・財産税等の連邦税からの控除制廃止問題も再び浮上するかもしれない。これらも含めて、連邦政策の変化の長期的な副次的効果として、州・地方間の「税競争」の激化、ひいては「競争的連邦主義」といわれるようなアメリカ連邦制の変化が、州・地方財政と国民生活にどのような影響を与えてゆくことになるのか。1986年連邦税改革の意義と教訓はこのような視点からも確かめられてゆかねばならない。

〈注〉

- (1) 川瀬憲子「レーガン政権期におけるブロック補助金政策の展開」(『経営研究』第39巻第3号)、前田高志「レーガン政権下の新連邦主義とアメリカの州・地方財政」(『大分大経済論集』第37巻第4・5合併号)など参照。
- (2) 片桐正俊「レーガン新連邦主義」(『社会科学の方法』Vol 16, No. 8, 1983)、新藤宗幸「混迷深める米国の『新しい連邦主義』」(『エコノミスト』1988年2月9日)等参照。
- (3) Roy Bahl "Urban Government Finance and Federal Income Tax Reform" National Tax Journal, Vol 40, March 1987.
- (4) 1986年連邦税制改革が、州・地方にどのようなルートを通してインパクトを与えるのか、それからもたらされる影響は何かについての論点は、すでに拙稿「アメリカの1986年連邦税制改革と州・地方」(『日本福祉大学研究紀要』第78号、1989年1月)で紹介しているので参照されたい。この小論は前稿を補完するため、現実の州政策の反応をトレースし、その意義を検討することを意図している。
- (5) 新藤宗幸、前掲論文および『アメリカ財政のパラダイム・政府間関係』新曜社、6章等参照
- (6) Steven D. Gold "Developments in State Finance, 1983 to 1986" Public Budgeting & Finance" Spring 1987.
- (7) R. P. Nathan, F. C. Doolittle, "Reagan and States" Princeton University Press 1987. (同書の4. State Responses by Program, 5. Variations in State Responses,等の章) 参照。尚、このナザンらの事例研究の内容の紹介は、拙稿「『競争的連邦主義』と州政府」,(補助金研究会・宮本憲一編『補助金の政治経済学』(仮)朝日新聞社〈朝日選書〉,1990年刊行予定)を参照されたい。
- (8) R. P. Nathan, F. C. Doolittle, op. cit P 357.
- (9) Richard A. Musgrave "An Overall Assessment—Is It Worth It?" in Federal Reserve Bank of Boston "Economic Consequences of Tax Simplification" 1985.
- (10) この点の詳細な内容については、前掲の拙稿「アメリカの1986年連邦税制改革と州・地方」を参照。

- (11) Steven D. Gold “The State Government Response to Federal Income Tax Reform” National Tax Journal Vol 40. No 3. 1987.
- (12) ACIR “The Tax Reform Act of 1986 — Its Effect on Both Federal and State Personal Income Tax Liabilities” 1988, 1. Table 6a, 6b, 尚, くわしくは, 拙稿「アメリカの1986年連邦税改革と州・地方」表7を参照されたい。
- (13) Steven D. Gold. 注(11)の論文参照。
- (14) Edward V. Regan (State Comptroller); Spending and Taxing in New York” January 2, 1986; なお, 詳細は拙稿「『競争的連邦主義』と州政府」を参照されたい。
- (15) Steven D. Gold “State Tax Reform in 1987; An Overview” prepared for the conference “State Tax Reform; Agendas for the Next Five Years” October 22–23, 1987.
- (16) Steven D. Gold, *ibid*, “The State Government Response to Federal Income Tax Reform”
- (17) Robert Tannenwald; “The Effects of Federal Tax Reform on New England’s State Income Tax Revenues,” National Tax Journal, Vol 40, No 3, 1987.
- (18) Daphne A. Kenyon; “The Effects of the Tax Reform Act of 1986 in Texas State and Local Government” Submitted to the State of Texas Select Committee on Tax Equity, June 23. 1988. P 11.
- (19) Steven D. Gold; *ibid* “State Tax Reform in 1987: An Overview.”
- (20) Daphne A. Kenyon “Federal Income Tax Deductibility of State And Local Taxes”, “in Federal—State—Local Fiscal Relations” Technical Papers, Vol 1, Office of State and Local Finance Department of the Treasury, September 1986, PP 417–497.
- (21) John E. Petersen; “Tax—Exempts and Tax Reform” Government Finance Research Center of the Government Finance Officers Association & Academy for State and Local Government, 1987.
- (22) Daphne A Kenyon; “Interjurisdictional Tax and Policy Competition: Good or Bad for the Federal System?” a paper submitted to ACIR, February 29, 1988. 尚, この会議でのA・ブレトンの報告やD・ケンヨンのペーパーの内容の一部の紹介は, 拙稿・前掲「『競争的連邦主義』と州政府」も参照されたい。

[本稿の要旨は, すでに第46回日本財政学会(1989年10月14～15日, 香川大学)において報告を行った。この報告に対しては, 大分大学経済学部前田高志氏より貴重なコメントを頂いた。ここに記してお礼を申しあげる。]

付表 1987年の州税の変化と課税概況

	州 個 人 所 得 税		州 法 人 税	州 売 上 税	個別消費税・財産税他	参 考	
	I-1税率(ブラケット数) <最低と最高の税率適用 所得>	I-2) 個人所得 (夫婦合同)(夫婦合同) <ドル>					I-3) 概算控除 <ドル>
New England							
コネチカット	<ドル> 閉ざれた所得税	<ドル>	<ドル>	11.5%	7.5%	ガス税1%引上げ、事業 サービス税修正	
メイン	1.0-10.0%(8) < \$2,000・\$25,000 >	\$2,000	\$3,100	3.5-8.93%(4) < \$25・\$250 >	5%	財産税(サーキットブレイ イカー)・テレコミ税な どの改正(FY88=△\$4)	△\$4
マサチューセッツ	5.0%(flat)	\$4,400	ナシ	8.33%	5%		税改正はまた完了せ ず
ニュー・ハンプシャー	閉ざれた所得税			8.0%	企業利得税引下 げ(FY88=△\$5)	不動産移転税引下げ (FY88=△\$3)	△\$8
ロード・アイランド	連邦所得税の23.46%			8.0%			△\$17
ヴァージニア	連邦所得税の25.8%			6.0-9.0%(4) < \$10・\$250 >	4%		△\$5
Mideast							
デラウェア	1.0-8.8%(11) < \$1,000・\$40,000 >	\$2,000	\$1,000	8.7%	W=一部保持(FY88=\$4) <〇>	自動車燃料税3セント引 上げ(FY88=\$11)	\$18
ワシントン, DC	6.0-10.0%(3) < \$10,000・\$20,000 >	\$1,770	\$2,000	10.0%	?	?	?
メリーランド	2.0-5.0%(4) < \$1,000・\$3,000 >	\$2,000	\$4,000	7.0%	W=一部問題(FY88=\$57)	自動車燃料税、登録税な どの引上げ(FY88=\$19)	\$206
ニュー・ジャージー	2.0-3.5%(3) < \$20,000・\$30,000 >	\$2,000	\$ナシ	9.0%			重要な税改正なし
ニュー・ヨーク	2.0-8.50%(8) < \$1,000・\$14,000 >	\$1,800	\$5,300	9.0%	税制再編による W=問題		
ペンシルヴァニア	2.1%(flat)	ナシ	ナシ	8.5%		フランチャイズ税、公益 租収入税引下げ (FY88=△\$90)	△\$102

	I-1)	I-2)	I-3)	I-4)	C-1)	C-2)	S-1	S-2	O-1	O-2
Great Lakes										
イリノイ	2.5 % (flat)	\$ 2,000	ナン	W = 保持 (FY88 = \$ 100)	4.0 %		○			\$ 100
インディアナ	3.2 % (flat)	\$ 2,000	ナン	W = 保持 (FY88 = \$ 50) 税率引上げ (FY88 = \$ 197)	3.0 %	税率引上げ (FY88 = \$ 63)	○		タバコ税5セント引上げ (FY88 = \$ 30)	\$ 358
ミシガン	4.6 % (flat)	\$ 3,000	ナン		2.35%		○			税改正はまだまだ完了せず
オハイオ	0.751-6.9 % (8) < \$ 5,000 + \$ 100,000 >	\$ 1,300	ナン	1年未満居住者への税引上げその他の措置による増収 (FY88 = \$ 21)	5.1-9.2 % (2) < ~\$ 25 ~ >		○		タバコ・自動車燃料その他の引上げ・再編 (FY88 = \$ 246)	\$ 271
ワイスコンシン	4.9-6.93% (4) < \$ 7,500 + \$ 15,000 >	\$ 40 (税額控除)	\$ 7,560	減収実施 (FY88-89 = △\$ 217)	7.9 %	ミニマムタックス導入 (FY88 = \$ 4)	×		タバコ・自動車燃料税増徴、遺産税の段階的廃止 (FY88 = \$ 61)	△\$ 41
Plains										
アイオワ	0.4-9.98% (9) < \$ 1,000 + \$ 45,000 >	\$ 40 (税額控除)	\$ 3,030	W = 大部分削減 (FY88 = \$ 37) 限税率引上げ等税制再編	6.0-12.0% (4) < \$ 25 - \$ 250 >		○			\$ 37
カンザス	2.0-9.0 % (8) < \$ 2,000 + \$ 25,000 >	\$ 2,000	\$ 2,800	W = 保持 (FY88 = \$ 143)	4.5 %		○		severance tax 免税拡大	\$ 143
ミネソタ	4.0-9.0 % (4) < \$ 3,000 + \$ 16,000 >	連邦税と 同じ	連邦税と 同じ	W = 問題、税制の再編成	9.5 %	税制再編と引上げ ※ (FY88-89 = \$ 128)	×		課税対象拡大 (FY88-89 = \$ 224)	\$ 531 (※Wを含まず)
ミズーリ	1.5-6.0 % (10) \$ 1,000 + \$ 9,000 >	\$ 1,200	連邦税と 同じ	W = 保持 (FY88 = \$ 157)	5.0 %		○		ガソリン税他引上げ (FY88 = \$ 129)	\$ 286
ネブラスカ	2.0-5.9 % (4) < \$ 1,800 + \$ 27,000 >	\$ 2,200	\$ 3,740	税制再編 (FY88 = \$ 6) 《連邦税額の25.5%の税制を転換する》	4.75-6.65 % (2) < ~\$ 50 ~ >	税制再編 (FY88 = △\$ 4)	○		タバコ税引上げ、税制引上げ等 (FY88 = \$ 2)	\$ 6
ノース・ダコタ	2.67-12.0 % (8) < \$ 3,000 + \$ 50,000 >	連邦税と 同じ	連邦税と 同じ	1年間10%の付加税 (FY88 = \$ 8) 《納税者は連邦税額の14%の税を選択できる》	3.0-10.5% (6) < \$ 3 + \$ 50 >		○		タバコ税引上げ・その他 の改正 (FY88-89 = \$ 14)	\$ 38
サウス・ダコタ	《州所得税は課税せず》				《州法人税は課税せず》					\$ 43
Southeast										
アラバマ	2.0-5.0 % (3) < \$ 500 + \$ 3,000 >	\$ 3,000	\$ 4,000	W = 保持 (FY88 = \$ 20)	5 %		×		保険プレミアムの課税引上げ	\$ 20
アーカンサス	1.0-7.0 % (6) < \$ 3,000 + \$ 25,000 >	\$ 40 (税額控除)	\$ 1,000	W = 一部保持 (部分的に連邦の変化に準拠) FY88 = \$ 26)	1.0-6.0 % (5) < \$ 3 + \$ 25 >		×		タバコ、ケーブール テレビ等の免税廃止 (FY88 = \$ 20)	\$ 64 (FY88 = \$ 7)

	I-1)	I-2)	I-3)	I-4)	C-1)	C-2)	S-1)	S-2)	O-1)	O-2)
フロリダ	《州所得税は課税せず》 1.0-6.0%(6) < \$ 750 • \$ 7,000 >	\$ 3,000	\$ 3,000	W = 回避	5.5 %	○	5%	サービスの課税対象拡大 (FY88 = \$ 761)	デューセル税, 自紙税引上げ (FY88 = \$ 62)	\$ 823
ジョージア	2.0-6.0%(5) < \$ 3,000 • \$ 8,000 >	\$ 40 (税額控除)	\$ 650	W = 一部保持(FY88 = \$ 25)	3.0-7.25%(5) < \$ 25 • \$ 250 >	○	3%			
ケンタッキー	2.0-6.0%(3) < \$ 10,000 • \$ 50,000 >	\$ 9,000	人引免税と結合	W = 保持(FY88 = \$ 30)	4.0-8.0%(5) < \$ 25 • \$ 200 >	○	4%			1987年に議会開催なし \$ 25
ルイジアナ	3.0-5.0%(3) < \$ 5,000 • \$ 10,000 >	\$ 9,500	\$ 3,400	W = 保持(FY88 = \$ 10)	3.0-5.0%(3) < \$ 5 • \$ 10 >	○	6%	自動車燃料への課税廃止	自動車燃料税引上げ (差引FY88 = \$ 10)	\$ 20
ミシシッピ	3.0-7.0%(5) < \$ 2,000 • \$ 10,000 >	\$ 2,200	認められず	W = 保持(FY88 = \$ 25)	7.0 %	○	3%	merchants' discount廃止 (FY88 = \$ 66)	在庫への財産税廃止 (FY88 = \$ 54)	\$ 79
ノース・カロライナ	3.0-7.0%(5) < \$ 4,000 • \$ 10,000 >	連邦税と同じ	連邦税と同じ	税戻しの再編成 (FY88 = \$ 21)	6.0 %	○	5%		自動車燃料税引上げ (FY88 = \$ 40)	\$ 64
サウス・カロライナ	限られた所得税				6.0 %	○	5.5%			重要な変化なし
テキサス	2.0-5.75%(4) < \$ 3,000 • \$ 14,000 >	\$ 1,400	\$ 4,000	W = 回避	6.0 %	○	3.5%			
ウェスト・ヴァージニア	3.0-6.5%(5) < \$ 10,000 • \$ 60,000 >	\$ 4,000	廃止	W = 回避, 税制の再編	9.75%	○	5%	4期納税特典の除去 (FY88 = \$ 10)		\$ 10
Southwest	2.0-8.0%(7) < \$ 1,155 • \$ 6,930 >	\$ 3,992	\$ 1,996	W = 回避 (特別控除による)	2.5-10.5%(7) < \$ 1 • \$ 6 >	○	5%			
アリゾナ	1.8-8.5%(7) < \$ 5,200 • \$ 41,600 >	\$ 4,000	連邦税と同じ	W = 保持(FY88 = \$ 54) 低所得者控除など税制再編	4.0-7.6%(3) < \$ 500 • \$ 1,000 >	○	4.75%		自動車関係諸税, ガス税 等引上げ(FY88 = \$ 58)	\$ 112
ニュー・メキシコ	0.5-6.0%(7) < \$ 1,000 • \$ 7,500 >	\$ 2,000	\$ 2,000	W = 保持(FY88 = \$ 121)	5.0 %	○	4%	税率引上げ (FY88 = \$ 135)	酒・タバコ・ガス税等引上げ(FY88 = \$ 140)	\$ 396
オクラホマ	《州所得税は課税せず》				《州法人税は課税せず》		6%	税率引上げ, 課税ベース拡大 (FY88-89 = \$ 1,083)	フランチャイズ, タバコ, 自動車その他の増税 (FY88-89 = \$ 1,083)	\$ 1,508

	I-1)	I-2)	I-3)	I-4)	C-1)	C-2)	S-1)	S-2)	O-1)	O-2)
Rocky Mountain コロラド	連邦課税所得の5% 2.0-8.2%(8) < \$1,000 • \$20,000 >	連邦税と 同じ	連邦税と 同じ	所得税再編, W = 一部の保持 (FY88 = \$117) W = 保持(FY88 = \$7) 税率引上げ(FY88 = \$6) 2年間0%付加税課税(FY88 = \$24) W = 保持(FY88 = \$25) 2年間0%付加税課税(FY88 = \$35) W = 保持(FY88 = \$55) 税率定の再編成 《州法人税は課税せず》	< > < > < > < > < > < > < > < >	1989年から減税 開始 税率引上げ (FY88 = \$1.4)	3 % 臨時的に引上げ (FY88 = \$47) 5 % 臨時的に引上げ (FY88 = \$1.4) 《州売上税はナシ》	タバコ税引上げ (FY88 = \$2) 自動車, 右改等への課税 の修正(FY = △\$2) タバコ, ガソリン税引上 げ(FY88 = \$47)	\$117 \$16 (臨時分除く) \$61 \$132	
モンタナ	2.0-11.0%(10) < \$1,300 • \$46,100 >	\$2,120	\$3,980	W = 保持(FY88 = \$7) 税率引上げ(FY88 = \$6) 2年間0%付加税課税(FY88 = \$24) W = 保持(FY88 = \$25) 2年間0%付加税課税(FY88 = \$35) W = 保持(FY88 = \$55) 税率定の再編成 《州法人税は課税せず》	< > < > < > < > < > < > < >	税率引上げ (FY88 = \$1.4)	5 % 臨時的に引上げ (FY88 = \$47)	自動車, 右改等への課税 の修正(FY = △\$2) タバコ, ガソリン税引上 げ(FY88 = \$47)	\$61 \$132	
ワタ	2.75-7.75%(6) < \$750 • \$3,750 >	\$1,500	\$2,000	W = 保持(FY88 = \$7) 税率引上げ(FY88 = \$6) 2年間0%付加税課税(FY88 = \$24) W = 保持(FY88 = \$25) 2年間0%付加税課税(FY88 = \$35) W = 保持(FY88 = \$55) 税率定の再編成 《州法人税は課税せず》	< > < > < > < > < > < > < >	税率引上げ (FY88 = \$1.4)	5 % 臨時的に引上げ (FY88 = \$47)	自動車, 右改等への課税 の修正(FY = △\$2) タバコ, ガソリン税引上 げ(FY88 = \$47)	\$61 \$132	
ワイオミング	《州所得税は課税せず》			《州法人税は課税せず》						
Far West カリフォルニア	1.0-9.3%(6) < \$3,650 • \$23,950 >	\$102 (税額控除)	\$3,760	限界税率引き上げ等の改正 < >	< >		4.75%			
ネヴァダ	《州所得税は課税せず》			《州法人税は課税せず》			5.75%		タバコ税引上げ, ガス税 引上げ(FY88 = \$25)	\$34
オレゴン	5.0-9.0%(3) < \$2,000 • \$5,000 >	\$170 (税額控除)	\$3,000	W = 人部分削減(FY88 = \$7) W = 回避	< >	税率引上げによ るW = 回避	《州売上税はナシ》	3年間自動車燃料税の引 上げ(FY88-89 = \$46)	\$30	
ワシントン	《州所得税は課税せず》			《州法人税は課税せず》			6.5%		自動車取引税, 不動産取 引税引上げ (FY88-89 = \$34)	\$17
アラスカ	《州所得税は課税せず》			《州法人税は課税せず》						重要な変化なし
ハワイ	2.25-10.0%(8) < \$1,000 • \$20,000 >	\$3,800	\$1,700	W = 回避	< >	W = 回避 税率引上げ	4 % 《州売上税はナシ》	州外移出税の免税 (FY88 = △\$3)	△\$3	

(出所) ACIR "Significant Features of Fiscal Federalism 1988 Edition Vol 1" 1987. 12. より作成 (尚, 原資料は, NCSL, State Budget Actions in 1987, Denver, August 1987)

(注1) 個人所得税の "Windfall" の保持は, 増収額として計上されているが, 回避された額は計上されていない。

法人税の "Windfall" は見積りの正確なデータが得られないため計上されていない。

総額は臨時的な税引上げ分は含まれておらず, また, 2百万ドル以下の改正分は, 個別に表記されていない。

(注2) (I-4) 欄の < > は, 1985年以後に最高限界税率が引下げられた州, < × > は逆に引き上げられた州を表す。(D. Kenyon, "Interjurisdictional Tax and Policy Competition: Good or Bad for the Federal System?" P. P3-18~3-19 より)